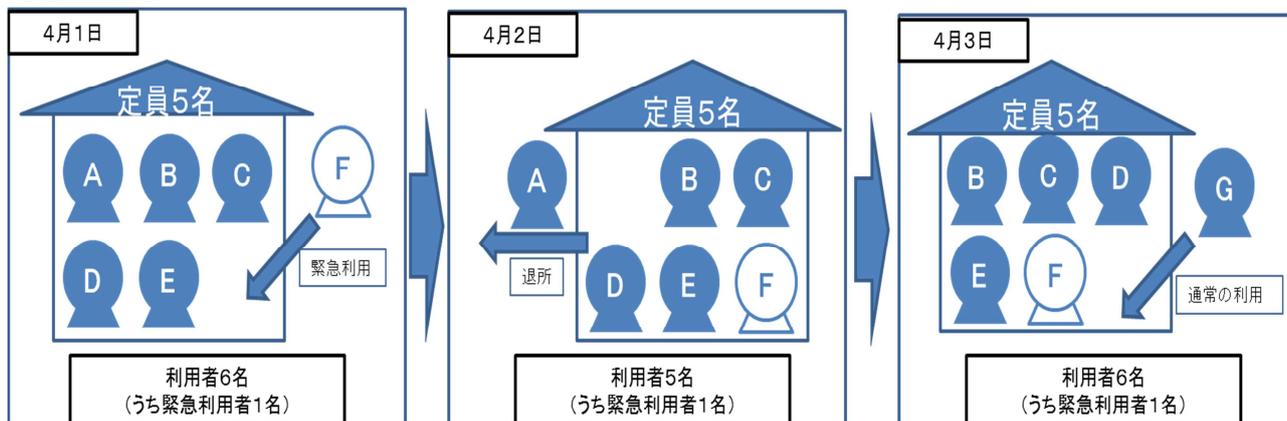


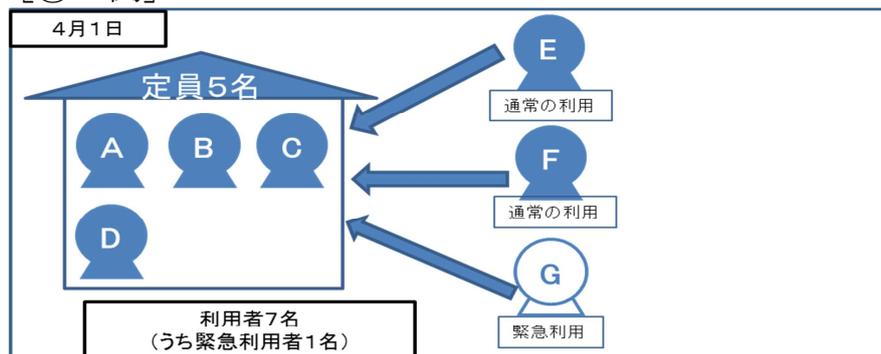
② 緊急の受入れを行った場合であっても、緊急の受入れを要因としない定員超過が生じている場合は、定員超過特例加算は算定できず、定員超過減算の適用となる。

[①の例]



4月1日及び3日については、緊急利用者1名の受け入れが、定員超過の要因となっているため、定員超過特例加算の算定が可能

[②の例]



緊急利用者1名の受け入れの有無によらず、定員超過となっているため、定員超過特例加算の算定は不可。(定員超過減算を適用)

(緊急時受入・対応機能 (定員超過特例加算③))

問19 ベッドが満床である場合であっても、やむを得ず緊急の受入れを行う場合は、受け入れることは可能か。

(答)

介護者が急病や事故により、長期間入院することとなった等の理由により受け入れる場合は、一時的かつ限定的な取扱いとして、利用者へのサービス提供に十分な配慮の上、支障がないことをもって、必ずしも居室でなくても受け入れることを可能とする。